

全日本マーチングコンテスト岩手県大会 実施規定

第1章 総則

- 第1条** この大会は「全日本マーチングコンテスト岩手県大会」という。
- 第2条** 全日本マーチングコンテスト岩手県大会（以下、県大会）は、岩手県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に加盟する団体が参加して、毎年実施する。
- 第3条** 実施会場・日時などの必要事項は、県吹連評議員会（以下、評議員会）の協議により決定する。

第2章 実施部門および参加人員

- 第4条** 実施部門は次のとおりとする。
- (1) 中学生の部
 - (2) 高等学校以上の部
 - (3) ビギナーの部
- なお、ビギナーの部は「中学生」、「高等学校以上の部」への導入段階として実施される部門であり、上位大会は全日本マーチングコンテスト東北大会（以下、東北大会）までである。
- 2 加盟団体が、ビギナーの部とそれ以外の部門に重複して参加することは認めない。
- 第5条** 参加人員は、80名以内とする。ただし、DMはこの人数に含まない。
- 2 指揮者は置いてもよい。
 - 3 ただし、支部大会の申込人数を超えることはできない。

第3章 参加資格・参加規定

- 第6条** 参加資格は、県吹連に登録された団体で次のとおりとする。なお、年齢は問わない。また、小学生とは学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍している児童をいい、中学生とは学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍している生徒をいう。
- (1) 中学生の部
同一中学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）なお、参加形態については、以下の通りとする。
 - ①単独校（従来通りの参加形態）
 - ②合同バンド
以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。
ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。中学生と小学生の合同バンドを認める。
イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。
ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。
エ 都道府県や市区町村等の指示により、連盟加盟の拠点校を中心とした合同部活動に所属する未加盟校の生徒は参加を認める。
 - ③地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生や中学生で構成された団体。

- (2) 高等学校以上の部

<高等学校>

同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）なお、参加形態は以下のとおりとする。

- ①単独校（従来通りの参加形態）
- ②合同バンド

「以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。
ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

- 第7条** 指導者並びに指揮者およびドラムメジャーの資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。
- 2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

- 第8条** 参加団体の人員および資格に疑義あるときは出場を停止または失格とする場合がある。

第3章 演奏・演技

- 第9条** 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。
- 第10条** 参加団体は別に定めた規定課題を演技しなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟理事会で決定し発表する。ただし、ビギナーの部は規定課題のなかの任意の2つの課題をおこなう。
- 第11条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハーブの使用は認めない。
- 第12条** 演奏時間は6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。ただし、ビギナーの部の演奏時間は5分以内とする。
- 第13条** 演奏時間が超過した場合は審査の対象としない。
- 第14条** 出演順序は実行委員会において決定する。

第4章 表彰および代表

- 第15条** 審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。
- 2 審査方法は評議員会の定める審査内規による。
- 第16条** 規定課題を判定する規定審判員を2名おく。
- 2 規定審判員は、実行委員会から委嘱された理事がおこなう。
 - 3 減点の基準については「全日本マーチングコンテスト岩手県大会審査内規」による。
- 第17条** 表彰は金賞・銀賞・銅賞の何れかを贈る。代表に選出された団体に副賞としてトロフィーを贈る。
- 第18条** 参加団体の中から、別に開催される全日本小学生バンドフェスティバルフロア部門岩手県大会とあわせて7団体を東北大会に推薦する。
- 2 ビギナーの部に参加した団体は、県大会の演奏を経て東北大会に推薦することができる。
 - 3 2年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの部に出場できない。
- 第19条** 県大会出場に要する費用は参加団体の負担とする。

第5章 その他

- 第20条 県大会実施にあたって評議員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第21条 県大会実行委員会は県吹連会長の委嘱により組織される。
- 第22条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。
- 第23条 この規定は評議員会の議により改定することができる。

第6章 付 則

本規定は、平成9年5月17日より施行する。
 本規定は、平成10年2月18日より施行する。
 本規定は、平成11年6月11日より施行する。
 本規定は、平成14年5月11日より施行する。
 本規定は、平成16年2月14日より施行する。
 本規定は、平成16年5月8日より施行する。
 本規定は、平成19年5月12日より施行する。
 本規定は、平成20年4月19日より施行する。
 本規定は、平成25年4月14日より施行する。
 本規定は、平成29年5月3日より施行する。
 本規定は、令和3年5月1日より施行する。
 本規定は、令和5年4月29日より施行する。
 本規定は、令和6年4月28日より施行する。
 本規定は、令和7年4月29日より施行する。
 本規定は、令和8年4月29日より施行する。

全日本マーチングコンテスト岩手県大会 審査内規

- 第1条 この審査内規は、マーチングコンテスト岩手県大会実施規定第15条、第16条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。
- 第2条 審査員は、A(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。
- 2 審査員は審査説明会で示したA、B、Cの数を厳守し、審査を行う。A、B、Cの数は、その年度の評議員会で定める。
- 3 審査員はA評価のうち代表数+1の団体を代表候補団体として選出し、その団体のA評価を④と標示する。ただし、代表候補団体の数は2項のA評価の数を越えないものとする。
- 第3条 審査員の過半数がA評価の場合は金賞、過半数がC評価の場合は銅賞、それ以外を銀賞とする。
- 2 不測の事態により審査員が偶数になった場合、審査員の半数以上がA評価の場合は金賞、半数以上がC評価の場合は銅賞、それ以外の場合は銀賞とする。ただし、A評価とB評価、A評価とC評価、B評価とC評価のそれぞれが半数となった場合は銀賞とする。
- 3 規定課題の違反が確認された場合、当該団体の賞の付与は実行委員会で協議する。
- 第4条 ④が過半数の団体のうち、その数が多い団体から選出し、同数の場合はA評価の数が多い団体から選出する。
- 2 1項で代表数を満たさない場合、④が次に多い団体のうちA評価の数が多い団体から選出する。ただし、A評価の数は過半数とする。
- 3 2項で代表数を満たさない場合、A評価の多い団体から選出する。
- 4 1項、2項または3項において、代表選出が困難な場合は審査員の投票により選出する。
- 5 不測の事態により審査員が偶数になった場合も、1項から4項に基づいて選出する。
- 6 1項から5項に基づいて選出された団体に規定課題の違反が確認された場合、その取り扱いはい実行委員会で協議する。
- 第5条 第3条、第4条に基づいて、大会会長が賞と代表を承認、決定する
- 第6条 審査結果の処理は、大会会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第7条 審査一覧表は、参加団体に配布する。
- 第8条 この審査内規は、評議員会の議決により、改定することができる

附則

この内規は、平成30年2月4日より実施する。
 この内規は、令和7年4月29日より施行する。